

# 伊勢崎市原油価格・物価高騰対策事業者支援金Q & A（対象業種）

令和4年10月26日作成

## **3. 対象業種について**

### **Q3-1 日本標準産業分類中における建設業とは**

A この大分類には、主として注文または自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類されます。

ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれません。【対象外】

### **Q3-2 建設工事とは**

A 建設工事とは、現場において行われる次の工事をいいます。

- (1) 建築物、土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設、改造、修繕、解体、除却もしくは移設すること。
- (2) 土地、航路、流路などを改良もしくは造成すること。
- (3) 機械装置をすえ付け、解体もしくは移設すること。

### **Q3-3 建設業と他産業との関係とは**

A 以下のとおりです。

- (1) 建設材料、その他の製品を生産または販売する事業所が、自己の生産品または販売品を用いる建設工事（機械装置のすえ付け、解体、移設工事を除く）を併せ営む場合には、主な業務により製造業、卸売業または建設業に分類される。
- (2) 金属、非金属、石炭、石油、天然ガスなどの鉱物を採取するための試堀、坑道掘さく、さく井、排土作業を主として請負う事業所は大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業〔05〕に分類される。【対象外】
- (3) 土地、建物などの不動産の賃貸業、代理業、仲介業、管理業、建物建売業（自ら労働者を雇用して建物を建設し、それを分譲する事業所を除く）、土地分譲業（自ら労働者を雇用して、土地造成を行い、それを分譲する事業所を除く）は大分類K－不動産業、物品賃貸業〔68、69〕に分類される。【対象外】
- (4) 主として試すい（錐）（鉱山用を除く）、測量または建設工事のコンサルタント、設計、監理を行う事業所は大分類L－学術研究、専門・技術サービス業〔742〕に分類される。【対象外】

- (5) 国、地方公共団体等の工事事務所、土木事務所の類は、主として建設工事を自己建設（維持補修を除く）で行うもの以外は大分類L－学術研究、専門・技術サービス業〔7421〕に分類される。【対象外】
- (6) 石油精製、化学、製鉄、発電等のプラントを対象として、企画、設計、調達、施工、施工管理を一括して請負い、これらのサービスを提供する事業所は大分類L－学術研究、専門・技術サービス業〔7499〕に分類される。【対象外】

### Q3-4 日本標準産業分類中における製造業とは

A この大分類には、有機または無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所が分類されます。

### Q3-5 製造業と他産業との関係は

A 以下のとおりです。

#### (1) 農林漁業との関係

(ア) 農家、漁家が同一構内（屋敷内）で製造活動を行っている場合、主として自家栽培または取得した原材料を使用して製造加工を行っている場合は大分類A－農業、林業または大分類B－漁業に分類される。【対象外】

ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業員がいるときは製造業に分類される。

(イ) 漁船内において行う製造加工は製造業とせず、大分類B－漁業に分類される。【対象外】

(ウ) 薪及び木炭の製造、立木からの素材生産、採木現場に移動して行う製材、採取現場における粗製しょう腦の製造は製造業とせず、大分類A－農業、林業に分類される。

【対象外】

#### (2) 情報通信業との関係

(ア) 新聞社・出版社に属する事業所であって、印刷のみを行っているものは製造業に分類される。

ただし、新聞社・出版社で自ら印刷を行う場合であっても、主として発行、出版の業務を行っている事業所は製造業としない。【対象外】

(イ) 情報を記録した物を大量に複製・製造する場合は製造業とする。ただし、マスターテープなど原盤を制作する場合は製造業としない。【対象外】

### (3) 卸売業、小売業との関係

(ア) 農林水産物の出荷のために選別、調整、洗浄、包装などを行うものは製造業としない。

#### 【対象外】

ただし、生乳の殺菌・瓶詰を行って卸売するものは製造業に分類される。

(イ) 主として製造した商品をもその場所で個人または家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業は製造業とせず、小売業に分類される。

(ウ) 自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で販売する製造問屋は製造業とせず、大分類 I - 卸売業、小売業に分類される。

### (4) サービス業（他に分類されないもの）との関係

#### (ア) 修理業

修理を専業としている事業所は製造業とせず、修理業に分類される。また、修理のために同一事業所で補修品を製造している場合も修理業とする。【対象外】

ただし、船舶の修理、鉄道車両の修理または改造（自家用を除く）、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールを行う事業所は、過去 1 年間に製造行為を行っていないとしても製造業とする。

また、機械修理工場といわれるものであっても金属工作機械または金属加工機をすえ付け、多種多様な機械及び部分品の製造加工と修理とを行っている場合は製造業とする。これらは、その工場設備からみても製造能力がなければできないことから、特例として製造業とする。

#### (イ) 賃加工業

他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受け取る賃加工業も製造業に分類される。

ただし、直接個々の家庭消費者からの委託による賃加工業は製造業としない。【対象外】

#### (ウ) と 畜 場

と畜場は大分類 R - サービス業（他に分類されないもの） [9521] に分類される【対象外】

ただし、肉製品製造のために一貫作業として、と殺を行うものは製造業とする。

### Q3-6 日本標準産業分類中における運輸業・郵便業とは

A この大分類には、鉄道、自動車、船舶、航空機またはその他の運送用具による旅客、貨物

の運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業を営む事業所並びに郵便物または信書便物を送達する事業所が分類されます。

### **Q3-7 郵便業とは**

A 主として郵便物、信書便物として差し出された物の引受、取集・区分及び配達を行う事業所をいいます。

ただし、銀行窓口業務及び保険窓口業務の双方を行う事業所を除く。【対象外】

### **Q3-8 日本標準産業分類中における卸売業・小売業とは**

A この大分類には、原則として、有体的商品を購入して販売する事業所が分類されます。なお、販売業務に附随して行う軽度の加工（簡易包装、洗浄、選別等）、取付修理は本分類に含まれます。

### **Q3-9 卸売業とは**

A 以下のとおりです。

1. 卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

- (1) 小売業または他の卸売業に商品を販売するもの
- (2) 建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量または多額に販売するもの
- (3) 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売するもの
- (4) 製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的業務を行っている事業所を除く）
- (5) 他の事業所のために商品の売買の代理行為を行い、または仲立人として商品の売買のあっせんをするもの

2. 事業所の業態による分類

本分類に含まれる事業所の主な業態は次のとおりです。

- (1) 卸売業（卸売商、産業用大口配給業、卸売を主とする商事会社、買継商、仲買人、農産物集荷業、製造業の会社の販売事務所、貿易商など）
- (2) 製造問屋（自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で卸売するもの）
- (3) 代理商、仲立業（エイジェント、ブローカー、コミッションマーチャント）卸売業

は、主として商品の仕入販売などの業務を行う事業所であるが、細分類 5598 に掲げる代理商、仲立業は主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行うものである。このような事業所は商品の所有権を持たず、また、価格の設定、商品の保管、輸送などの業務を一般に行わないものである。

### **Q3-10 小売業とは**

A 以下のとおりです。

1. 小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 個人用または家庭用消費のために商品を販売するもの
- (2) 建設業、農林水産業（法人組織）、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に少量または少額に商品を販売するもの

2. 次に掲げるものは小売業として分類されるので注意しなければならない。

- (1) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所は大分類 I - 卸売業、小売業に分類される。

なお、修理を専業としている事業所は大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）に分類される。修理のために部分品などを取替えても販売とはみなさない。【対象外】

- (2) 製造小売業

製造した商品をその場所で個人または家庭用消費者に販売するいわゆる製造小売業

（菓子屋、パン屋などにこの例が多い）は製造業とせず、小売業に分類される。な

お、製品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、大分類 E - 製造業に分類される。

- (3) ガソリンスタンドは小売業に分類される。

- (4) 行商、旅商、露天商など

これらは一定の事業所を持たないもの、また、恒久的な事業所を持たないものが多いが、その業務の性格上小売業に分類される。

- (5) 官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で当該事業所の経営に係るものはその事業所に含めるが、その売店が当該事業所以外のものによって経営される場合には別の独立した事業所として小売業に分類される。

### **Q3-11 日本標準産業分類中における金融業・保険業とは**

A 以下のとおりです。

#### 1.金融業

資金の貸し手と借り手の間に立って資金の融通を行う事業所及び両者の間の資金取引の仲介を行う事業所が分類される。

##### (1) 資金融通機関

資金の融通を行う事業所としては、次のものが含まれる。

- ①資金の貸付に併せ、預金の受入れを行う銀行業、中小企業等金融業及び農林水産金融業を営む預金取扱機関
- ②貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関

##### (2) 資金取引の仲介機関

資金取引の仲介を行う事業所としては、金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業等が含まれる。

- (3) (1)、(2)と密接に関連して、補助的・附随的業務を営む事業所及び信託業、金融代理業を営む事業所

#### 2.保険業

不測の事故に備えようとする者から保険料の払込みを受け、所定の事故が発生した場合に保険金を支払うことを業とするもので、保険業（生命保険、損害保険）、共済事業、少短期保険業及びこれらに附帯する保険媒介代理業、保険サービス業を営む事業所が分類される。

### **Q3-12 日本標準産業分類中における生活関連サービス業・娯楽業とは**

A この大分類には、主として個人に対して日常生活と関連して技能・技術を提供し、または施設を提供するサービス及び娯楽あるいは余暇利用に係る施設または技能・技術を提供するサービスを行う事業所が分類されます。

### **Q3-13 日本標準産業分類中における中分類78 –洗濯・理容・美容・浴場業とは**

A この中分類には、洗濯業、洗張・染物業、理容業、美容業、浴場業などの主として個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービスまたは心身のリラックス並びにリフレッシュを促進するためのサービスを提供する事業所が分類されます。

### Q3-14 日本標準産業分類中における中分類79 – その他の生活関連サービス業とは

A この中分類には、主として個人を対象としてサービスを提供する他に分類されない事業所が分類されます。対象となる主な業種は下記のとおりです。

(1) 旅行業

運送または宿泊等のサービスの提供について、提供者または旅行者のいずれか一方を代理して契約を締結する等の行為を行う事業所及び旅行業を営む者を代理して契約を締結する行為を行う事業所をいう。

(2) 家事サービス業

個人の家庭で家事労働に従事する者をいう。

(3) 衣服裁縫修理業

主として個人持ちの材料で衣服の裁縫あるいは衣服の修理を行う事業所をいう。裏返しなどの衣服の更生を行う事業所も本分類に含まれる。ただし、次の事業所は本分類に含まれない。

①業者から材料を支給されて衣服の製造を行う事業所は「外衣・シャツ製造業（和式を除く）」に分類される

②個人の注文により店持ちの材料で男子服を仕立てる事業所は「572 男子服小売業」に、婦人・子供服を仕立てる事業所は「婦人・子供服小売業」に分類される。

(4) 物品預り業

一時的に物品を預かる事業所をいう。

ただし、倉庫に物品を保管することを業とする事業所（トランクルーム含む）は「倉庫業」に分類される。【対象外】

(5) 火葬・墓地管理業

主として死体の火葬を業務とする事業所及び墓地の管理を行う事業所をいう。

(6) 葬儀業

主として死体埋葬準備、葬儀執行を業務とする事業所をいう。ただし、霊きゆう自動車死体を運搬する事業所は「一般貨物自動車運送業」に分類される。

(7) 結婚式場業、

主として挙式、披露宴の挙行など婚礼のための施設・サービスを提供する事業所をいう。

(8) 冠婚葬祭互助会

婚礼のための施設・サービスの提供及び葬儀執行の業務を一体として行い、これらの便益の提供を受けるものから、当該便益等の提供に先立って、対価の一部または全部を二

か月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領する事業所をいう。

(9) 写真現像・焼付業

主としてフィルム現像、焼付、引伸及びフィルム複写を行う事業所をいう。フィルム現像、焼付、引伸の取次を主として行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、写真撮影を主とする写真業については、「学術研究、専門・技術サービス業」に分類される。【対象外】

(10) 他に分類されないその他の生活関連サービス業

家庭消費用として原料個人持ちの粉及び穀類などを賃加工する事業所、結婚相手仲介、婚礼のための相談、施設の紹介、あっせんなどを行う事業所及び易断所、宝くじ売さばき業、運転代行業など他に分類されない個人サービスを提供する事業所をいう。ただし、商業者、ホテル、レストランなどから委託を受けて、精穀、製粉など穀類の賃加工を行う事業所は製造業に分類される。

### **Q3-15 日本標準産業分類中における中分類80－娯楽業とは**

A この中分類には、映画、演劇その他の興行及び娯楽を提供する事業所並びにこれに附帯するサービスを提供する事業所が分類されます。

映画・ビデオ制作業に附帯するサービスを提供する事業所は大分類G－情報通信業に分類されます。【対象外】

### **Q3-16 日本標準産業分類中における医療、福祉とは**

A この大分類には、医療、保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供する事業所が分類されます。

医療業とは、医師または歯科医師等が患者に対して医業または医業類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所をいいます。

保健衛生とは、保健所、健康相談施設、検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）など保健衛生に関するサービスを提供する事業所をいいます。

社会保険・社会福祉・介護事業とは、公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業を行う事業所及び児童、老人、障害者などに対して社会福祉、介護等に関するサービスを提供する事業所をいう。